

有料老人ホームの概要について

1. 定義

- 高齢者を入居させ、①食事の提供、②介護の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のうち、いずれかのサービスを提供している施設

2. 行政の関与

- 老人福祉法第29条第1項に基づいて、設置者は、設置の事前に各都道府県知事あて届出を行わなければならない。
- 有料老人ホームに対する指導・監督は、都道府県の自治事務とされており、国が示す「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」または各都道府県が地域の状況に応じて策定する指導指針に基づく行政指導が基本となる。

3. 設置主体

株式会社、社会福祉法人、公社等、設置主体は問わない。

4. 有料老人ホームの提供する介護サービス

- 介護保険制度において「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事の指定を受けなければならない。

5. 有料老人ホーム数の推移

	元年	5年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
施設数	155	246	288	303	349	400	494	662	980	1,418	2,104	2,846
入居定員	15,742	25,463	30,792	34,024	36,855	41,582	46,121	55,448	72,666	95,454	124,610	155,612

(注) 1. 平成元年、平成5年は社会福祉施設等調査(10月1日現在)

2. 平成10年以降は厚生労働省(旧厚生省)調べ(平成10年は4月1日現在/その他は7月1日現在。施設数は届出数。)

適合高齢者専用賃貸住宅

「適合高齢者専用賃貸住宅」とは(介護保険法施行規則第15条)



①高齢者専用賃貸住宅として登録(住宅部局)されたもののうち、②以下の基準を満たすものとして、③都道府県知事(福祉部局)に届けられているもの

平成18年厚労省告示第264号

- 一 住戸の面積が原則として25㎡以上であること
- 二 原則として各戸に台所、便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること
- 三 前払いで家賃を徴収する場合には保全措置を講じていること
- 四 入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理をする事業を行う賃貸住宅であること

介護保険法上の「特定施設」(介護保険法第8条)

- ・介護保険の住所地特例の対象
- ・指定居宅サービス基準を満たして指定を受けた場合は、特定施設入居者生活介護事業者とすることができる。

(参考)平成19年7月1日現在の状況

適合高齢者専用賃貸住宅届出数 53物件(1,567戸)

うち特定施設入居者生活介護の指定数 7物件(208戸)

指定済物件数(北海道2、千葉1、新潟1、鳥取1、山口1、長崎1)

特定施設入居者生活介護とは

<概要>

- ・特定施設※において、サービスの内容等を定めた計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護等
- ・介護保険制度上の介護サービスの一つとして位置づけ

<対象となる施設>＝※特定施設

(これまで)

- ・有料老人ホーム
- ・軽費老人ホーム(ケアハウス)

(18年度より追加)

- ・養護老人ホーム
- ・一定の高齢者専用賃貸住宅(適合高齢者専用賃貸住宅)

<人員基準>

要介護者：(介護職員＋看護職員)＝ 3 : 1 等

<報酬>

要介護度に応じて 約6.4万円～24.5万円／月
(要支援1～要介護5)

※このほか、運営・設備に関する基準がある

介護サービスの種類

市町村が指定・監督	都道府県が指定・監督	
◎地域密着型サービス ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	◎居宅サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ◎居宅介護支援	サービス 介護給付を行う
◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所介護（デイサービス） ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与	サービス 予防給付を行う

第1回介護施設等の在り方に関する委員会資料（平成18年9月27日開催）

高齢者の住宅・施設と主として想定される入居（所）者像（イメージ）

	介護療養型医療施設	老人保健施設	特別養護老人ホーム	特定施設	軽費老人ホーム	有料老人ホーム	高齢者専用賃貸住宅			公営住宅	持家（自宅）
							(高優賃)	(高優賃)	高齢者向け優良賃貸住宅 (高優賃)		
入居（所） する高齢 者像	長期の療養が必要 な者	病状が安定し、家 庭等への復帰を目 指す者	身体上又は精神上 著しい障害がある 者	有料老人ホーム等 の入居（所）者で、 介護ニーズがある 者	高齢期の住まいと して選択して入居 する者（一般に有 料老人ホームより 利用料が低分、 より所得が少なく ても入居可能）	高齢期の住まいと して選択して入居 する者（一般に利 用料が高いため、 多くの資産を有し ている者が多い）	(高優賃)	賃貸住宅市場で 住宅を賃借する経 済力がある者	賃貸住宅市場で住宅 を賃借する経済力が ある者（家賃補助が ある分、より所得が少 ない者も入居可能）	住宅を自力で確保 することが困難な 低所得者	自力による資産形 成が可能な者

食事等のサービスは内部提供

食事等のサービスは自己調達（外部化を含む。）



高齢者居住法 公営住宅法

住生活基本法

医療法

老人福祉法

老人福祉法

介護保険法